

ドイツ・会計税務ニュースレター

第 29 回 サステナビリティ

CSRD ドイツ国内法の公開草案

2024 年 4 月

はじめに

ドイツ連邦法務省は 2024 年 3 月 22 日、EU の企業サステナビリティ報告指令（CSRD）に対応した国内法の公開草案を公表しました¹。

※ 本稿は、Grant Thornton AG（グラントソントン・ドイツ）が作成したものを、和訳・編集したものです。原文（ドイツ語）は[こちら](#)をご参照ください。

Contents

- ・ 背景
- ・ 公開草案の概要

背景

EU の企業サステナビリティ報告指令（CSRD）は 2023 年 1 月 5 日に発効しました。加盟各国は 18 か月以内に当該指令に基づく国内法を導入することが求められています。もともと CSRD に加盟国に与えられる裁量は多くなく、また企業の追加負担を避ける意味²でも、ドイツ国内法の公開草案では EU 指令の要件の多くがそのまま規定されています。

公開草案に対するコメントは、2024 年 4 月 19 日まで受け付けています。

¹ 参考 URL : https://www.bmj.de/SharedDocs/Pressemitteilungen/DE/2024/0322_CSRD-UmsG.html

CSRD の概要については[こちら](#)の記事も参照ください。

² 本公開草案においてサプライチェーン・デューデリジェンス法（[LkSG](#)）を変更し、LkSG の対象企業が CSRD に基づくサステナビリティ報告書を提出することで、LkSG に基づく報告義務も履行可能とすることも提案されている。

公開草案の概要

サステナビリティ報告書に対する保証を中心に、公開草案のハイライトをいくつか紹介します。

- CSRD 指令の対象となる企業は、(グループ) マネジメントレポート (状況報告書) にサステナビリティ報告書を含める必要がある。
- サステナビリティ報告書には、ドイツ商法 (HGB) 第 319 条に従って監査人または監査法人による保証を得る必要がある。年次財務諸表および連結財務諸表の監査人は、サステナビリティ報告書の保証人を兼ねることができる。
- サステナビリティ報告書に関する保証意見は、財務諸表の監査報告書とは別に表明される必要がある。
- サステナビリティ報告書の保証人の選任および解任に際しては、HGB 第 318 条が適用される。すなわち、サステナビリティ報告書の保証人は、保証対象事業年度の終了前に選任され、委任されなければならない。2024 会計年度に初めてサステナビリティ報告書を作成する企業については、財務諸表の監査人が CSRD ドイツ国内法の施行前に任命され、かつ、サステナビリティ報告書の保証のために別の保証人が任命されない限り、財務諸表の監査人がサステナビリティ報告書の保証を担うことになる。
- 将来的には、会計士試験に加えてサステナビリティ報告書の保証人となるための試験に合格した者が、サステナビリティ報告書の保証を実施できるようにすべきである。

今後の議論によっては、法案の内容に重要な変更が生じる可能性があります。詳細については Grant Thornton までお問い合わせください。

お問い合わせ先

Grant Thornton AG (グラントソントン・ドイツ) では、ドイツに進出する日系企業のために、デュッセルドルフ・オフィスにジャパンデスクを設けています。監査・保証業務、税務申告、給与計算、記帳代行、M&A トランザクションアドバイザー、内部統制構築支援、事業戦略コンサルティングなど、各種の会計税務サービスをご提供しています。

担当者



井上 広志 Hiroshi Inoue

Grant Thornton AG | Head of Japan Desk | Partner

公認会計士 (日本)

E hiroshi.inoue@de.gt.com

W grantthornton.de

Disclaimer

本文書の正確性、適切性には慎重を期しておりますが、いかなる保証も与えるものではありません。本文書は情報提供のみを目的として作成されています。本文書で提供している情報は、利用者の判断・責任においてご使用ください。本文書は専門的、技術的、法律的なアドバイスを提供するものではありません。本文書で提供した内容に関連して、利用者が不利益等を被る事態が生じたとしても、グラントソントン及びグラントソントン加盟事務所は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。